

条例制定改廃調書
条例改正に伴う新旧対照表

令和8年

奈良市議会6月定例会

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市税条例の一部を改正する条例（市長専決処分）		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号） ・ 市（町・村）税条例（例）等の一部改正について（令和 8 年 3 月 3 1 日付総税市第 2 6 号総務省自治税務局長通知） 	4 制定改廃の概要	<p>1. 軽自動車税環境性能割の廃止に係る事項（第 1 0 条、第 8 8 条、第 8 8 条の 2、第 8 8 条の 4 から第 8 8 条の 9 まで、附則第 2 1 条から第 2 1 条の 5 まで関係） 米国関税措置の影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を図るとともに、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減するため、令和 7 年度末をもって軽自動車税環境性能割を廃止する。</p> <p>2. 軽自動車税種別割の名称変更等に係る事項（第 8 条、第 8 8 条、第 8 9 条から第 9 1 条まで、第 9 3 条から第 9 8 条まで、附則第 2 2 条、附則第 2 3 条関係） 軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、軽自動車税種別割の名称を軽自動車税に改めるほか、所要の改正を行う。</p> <p>3. 個人市民税に係る事項（附則第 7 条の 3、附則第 7 条の 3 の 2 関係） 地方税法附則第 5 条の 4 の改正に伴い、住宅借入金特別控除の控除限度額の算定、対象となる居住年及び住民税の適用期限等に関し、同条を引用する部分について条ずれの修正を行うほか、所要の規定の整備を行う。</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の法令の一部改正に伴い、所要の改正を行う。 		
5 施行期日	令和 8 年 4 月 1 日	所管部課	総務部 市民税課

現行	改正案
<p>4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) 第88条の7第1項の申告書、第107条第1項若しくは第2項の申告書、第135条第1項の申告書又は第154条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>(所得割の課税標準)</p>	<p>4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) _____第107条第1項若しくは第2項の申告書、第135条第1項の申告書又は第154条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>(所得割の課税標準)</p>
<p>第19条 略</p> <p>2 略</p>	<p>第19条 略</p> <p>2 略</p>
<p>3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等(以下この項及び次項並びに第25条の2において「特定配当等」という。) _____に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して計算する。</p>	<p>3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等(_____次項及び _____第25条の2において「特定配当等」という。) (同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して計算する。</p>
<p>4～6 略</p> <p>(軽自動車税の納税義務者等)</p>	<p>4～6 略</p> <p>(軽自動車税の納税義務者等)</p>
<p>第88条 軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によつて、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車(以下軽自動車税について「軽自動車等」という。)に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によつて課する。</p>	<p>第88条 軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車(以下軽自動車税について「軽自動車等」という。)に対し、その所有者に課する。</p>
<p>2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。</p>	
<p>3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割 _____を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に _____課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。</p> <p>(軽自動車税のみならず課税)</p>	<p>2 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により軽自動車税を課することができない者である場合には、前項 _____の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。</p> <p>(軽自動車税のみならず課税)</p>

現行	改正案
<p>第88条の2 <u>軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p>	<p>第88条の2 <u>軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p>
<p>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を<u>三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p>	<p>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を<u>軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p>
<p>3 <u>法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u></p>	
<p>4 <u>法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u> <u>（環境性能割の課税標準）</u></p>	
<p>第88条の4 <u>環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。</u> <u>（環境性能割の税率）</u></p>	
<p>第88条の5 <u>次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</u></p>	

現行	改正案
<p>(1) <u>法第451条第1項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1</u></p> <p>(2) <u>法第451条第2項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2</u></p> <p>(3) <u>法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3</u> <u>(環境性能割の徴収の方法)</u></p> <p>第88条の6 <u>環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。</u> <u>(環境性能割の申告納付)</u></p> <p>第88条の7 <u>環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。</u></p> <p>2 <u>三輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。</u> <u>(環境性能割に係る不申告等に関する過料)</u></p> <p>第88条の8 <u>環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</u></p> <p>2 <u>前項の過料の額は、情状により、市長が定める。</u></p> <p>3 <u>第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。</u> <u>(環境性能割の減免)</u></p> <p>第88条の9 <u>市長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第97条第1項各号に掲げる軽自動車等(三輪以上のものに限る。)のうち必要</u></p>	

現行	改正案
<p><u>と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。</u></p> <p>2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。</p> <p>(種別割 の課税免除)</p> <p>第89条 商品であつて使用しない軽自動車等に対しては、種別割 を課さない。</p> <p>(種別割 の税率)</p> <p>第90条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割 の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(種別割 の賦課期日及び納期)</p> <p>第91条 種別割 の賦課期日は、4月1日とする。</p> <p>2 種別割 の納期は、5月15日から同月31日までとする。</p> <p>(種別割 の徴収の方法)</p> <p>第93条 種別割 は、普通徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>(種別割 に関する申告又は報告)</p> <p>第94条 種別割 の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となつた日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第33号の4の2様式</u>による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第33号の5様式</u>による申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、その者の住所を証明する書類の提出を求めることができる。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者については<u>施</u></p>	<p>(軽自動車税の課税免除)</p> <p>第89条 商品であつて使用しない軽自動車等に対しては、<u>軽自動車税</u>を課さない。</p> <p>(軽自動車税の税率)</p> <p>第90条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する<u>軽自動車税</u>の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(軽自動車税の賦課期日及び納期)</p> <p>第91条 <u>軽自動車税</u>の賦課期日は、4月1日とする。</p> <p>2 <u>軽自動車税</u>の納期は、5月15日から同月31日までとする。</p> <p>(軽自動車税の徴収の方法)</p> <p>第93条 <u>軽自動車税</u>は、普通徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>(軽自動車税に関する申告又は報告)</p> <p>第94条 <u>軽自動車税</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となつた日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第33号の4様式</u>による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第33号の5様式</u>による申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、その者の住所を証明する書類の提出を求めることができる。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者については<u>施</u></p>

現行	改正案
<p>行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p>	<p>行規則第33号の4様式____による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p>
<p>3 軽自動車等の所有者等でなくなつた者は、軽自動車等の所有者等でなくなつた日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p>	<p>3 軽自動車等の所有者等でなくなつた者は、軽自動車等の所有者等でなくなつた日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4様式____による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p>
<p>4 法第445条第1項若しくは第88条の3又は第88条第3項ただし書の規定によつて軽自動車税を課することのできない軽自動車等で主たる定置場が市内に所在するものの所有者又は使用者については、前3項の規定を準用する。</p>	<p>4 法第445条第1項若しくは第88条の3又は第88条第2項ただし書の規定によつて軽自動車税を課することのできない軽自動車等で主たる定置場が市内に所在するものの所有者又は使用者については、前3項の規定を準用する。</p>
<p>5 略 (種別割____に係る不申告等に関する過料)</p>	<p>5 略 (軽自動車税に係る不申告等に関する過料)</p>
<p>第95条 略 (種別割____の減免)</p>	<p>第95条 略 (軽自動車税の減免)</p>
<p>第96条 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものの又は市長が特に必要と認めるものに対しては、種別割____を減免する。</p>	<p>第96条 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものの又は市長が特に必要と認めるものに対しては、軽自動車税を減免する。</p>
<p>2 前項の規定によつて種別割____の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。ただし、前項の規定により前年度において減免を受けた者で、当該年度において引き続きその減免事由に変更がないと市長が確認できる場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(8) 略</p>	<p>2 前項の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。ただし、前項の規定により前年度において減免を受けた者で、当該年度において引き続きその減免事由に変更がないと市長が確認できる場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(8) 略</p>
<p>3 第1項の規定によつて種別割____の減免を受けた者は、その事由が消滅</p>	<p>3 第1項の規定によつて軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅</p>

現行	改正案
<p>した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 (身体障害者等に対する種別割の減免)</p> <p>第97条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 前項第1号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。ただし、前項の規定により前年度において減免を受けた者で、当該年度において引き続きその減免事由に変更がないと市長が確認できる場合は、この限りでない。</p>	<p>した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 (身体障害者等に対する軽自動車税の減免)</p> <p>第97条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税を減免する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 前項第1号の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。ただし、前項の規定により前年度において減免を受けた者で、当該年度において引き続きその減免事由に変更がないと市長が確認できる場合は、この限りでない。</p>

現行	改正案
<p>(1)～(6) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 第1項第2号の規定によつて種別割____の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。ただし、第1項の規定により前年度において減免を受けた者で、当該年度において引き続きその減免事由に変更がないと市長が確認できる場合は、この限りでない。</p> <p>5 前条第3項の規定は、第1項の規定によつて種別割____の減免を受けている者について準用する。</p> <p>(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)</p>	<p>(1)～(6) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 第1項第2号の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。ただし、第1項の規定により前年度において減免を受けた者で、当該年度において引き続きその減免事由に変更がないと市長が確認できる場合は、この限りでない。</p> <p>5 前条第3項の規定は、第1項の規定によつて軽自動車税の減免を受けている者について準用する。</p> <p>(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)</p>
<p>第98条 略</p> <p>2 法第445条第1項若しくは第88条の3又は第88条第3項ただし書の規定によつて種別割____を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が市内に所在することとなつたときは、市長に対し、第94条第4項において準用する同条第1項の申告書を提出する際、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割____を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条第1項若しくは第88条の3又は第88条第3項ただし書の規定によつて種別割____を課されないこととなつたときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。</p> <p>3～6 略</p> <p>7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなつた</p>	<p>第98条 略</p> <p>2 法第445条第1項若しくは第88条の3又は第88条第2項ただし書の規定によつて軽自動車税を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が市内に所在することとなつたときは、市長に対し、第94条第4項において準用する同条第1項の申告書を提出する際、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条第1項若しくは第88条の3又は第88条第2項ただし書の規定によつて軽自動車税を課されないこととなつたときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。</p> <p>3～6 略</p> <p>7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなつた</p>

現行	改正案
<p>とき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し若しくは使用しないこととなつたとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなつたときは、市長に対し、第94条第4項において準用する同条第3項の申告書を提出する際、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p>	<p>とき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し若しくは使用しないこととなつたとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されることとなつたときは、市長に対し、第94条第4項において準用する同条第3項の申告書を提出する際、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p>
<p>8・9 略 附 則 (個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p>	<p>8・9 略 附 則</p>
<p>第7条の3 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(次条において「居住年」という。))が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。)においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額(第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納税義務者の第22条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>	
<p>2 前項の規定の適用がある場合における第25条及び第25条の2第1項の規定の適用については、第25条中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3第1項」とする。</p>	
<p>3 第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を、市長に提出した場合(法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。)に限り、適用する。</p>	

現行	改正案
<p>第7条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（<u>居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。</u>）<u>において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項</u>（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第22条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第25条及び第25条の2第1項の規定の適用については、第25条中「前2条」とあるのは「前2条並びに<u>附則第7条の3の2第1項</u>」と、第25条の2第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに<u>附則第7条の3の2第1項</u>」とする。</p> <p>（令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除）</p> <p>第7条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第22条、第24条から第25条の2まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、<u>附則第7条の3の2第1項</u>、前条及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 略</p> <p>（令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除）</p> <p>第7条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第22条及び第24条から第25条の2まで並びに附則第5条第2項、附則第7</p>	<p><u>（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）</u></p> <p>第7条の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（<u>同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。</u>）<u>には</u>、法附則第5条の4<u>第5項</u>（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第22条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第25条及び第25条の2第1項の規定の適用については、第25条中「前2条」とあるのは「前2条並びに<u>附則第7条の3第1項</u>」と、第25条の2第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに<u>附則第7条の3第1項</u>」とする。</p> <p>（令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除）</p> <p>第7条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第22条、第24条から第25条の2まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項</u>、前条及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 略</p> <p>（令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除）</p> <p>第7条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第22条及び第24条から第25条の2まで並びに附則第5条第2項、附則第7</p>

現行	改正案
<p>第3項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第21条の3の規定により読み替えられた第88条の7第1項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>第21条の2 削除 (軽自動車税の環境性能割の減免の特例)</p> <p>第21条の2の2 市長は、当分の間、第88条の9の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免す</p>	

現行	改正案									
<p>る。</p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)</u></p> <p>第21条の3 <u>第88条の7の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。</u></p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)</u></p> <p>第21条の4 <u>市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。</u></p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</u></p> <p>第21条の5 <u>営業用の三輪以上の軽自動車に対する第88条の5の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="159 762 1061 906"> <tr> <td>第1号</td> <td>100分の1</td> <td>100分の0.5</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td>100分の2</td> <td>100分の1</td> </tr> <tr> <td>第3号</td> <td>100分の3</td> <td>100分の2</td> </tr> </table>	第1号	100分の1	100分の0.5	第2号	100分の2	100分の1	第3号	100分の3	100分の2	
第1号	100分の1	100分の0.5								
第2号	100分の2	100分の1								
第3号	100分の3	100分の2								
<p>2 <u>自家用の三輪以上の軽自動車に対する第88条の5（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</u></p> <p><u>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</u></p> <p>第22条 <u>法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車</u>が最初の<u>法第444条第3項に規定する</u> 車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の<u>種別割</u>に係る第90条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p style="text-align: center;">略</p>	<p><u>(軽自動車税_____の税率の特例)</u></p> <p>第22条 <u>法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車</u>が最初の<u>道路運送車両法第60条第1項後段の規定による</u> 車両番号の指定（次項及び第3項_____において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税_____に係る第90条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p style="text-align: center;">略</p>									

現行	改正案		
<p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="159 480 1061 528"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	略	<p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車が令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税_____に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1167 480 2069 528"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	略
略			
略			
<p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第90条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号イ中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ウ(ア)中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</p>	<p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の同項_____に規定するガソリン軽自動車（以下この項_____において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第90条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和8年度分_____の軽自動車税_____に限り、同条第2号イ中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ウ(ア)中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</p>		
<p>4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第90条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号イ中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ウ(ア)中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。</p>			
<p>（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例） 第23条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において</p>	<p>（軽自動車税_____の賦課徴収の特例） 第23条 市長は、軽自動車税_____の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において</p>		

現行	改正案
<p>同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第91条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第94条及び第95条の規定を除く。）を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第23条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第23条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第23条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及</p>	<p>同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 市長は、納付すべき軽自動車税_____の額について不足額があることを第91条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税_____に関する規定（第94条及び第95条の規定を除く。）を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税_____の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第23条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、附則第7条第1項及び<u>附則第7条の3第1項_____</u>の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第23条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第7条第1項<u>及び附則第7条の3第1項_____</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第23条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及</p>

現行	改正案
<p>び附則第23条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第24条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第24条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第24条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>4 略</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条</p>	<p>び附則第23条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、附則第7条第1項及び<u>附則第7条の3第1項</u>の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第24条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第7条第1項及び<u>附則第7条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第24条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第24条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>4 略</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、附則第7条第1項及び<u>附則第7条の3第1項</u>の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条</p>

現行	改正案
<p>第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第26条 昭和63年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金</p>	<p>第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第7条第1項<u>及び附則第7条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第26条 昭和63年度から<u>令和11年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和11年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金</p>

現行	改正案
<p>額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p> <p>3 略</p> <p>(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第28条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第28条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第28条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第28条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第28条の2 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第28条</p>	<p>額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p> <p>3 略</p> <p>(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第28条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、附則第7条第1項及び<u>附則第7条の3第1項</u>の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第28条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第7条第1項及び<u>附則第7条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第28条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第28条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第28条の2 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、附則第7条第1項及び<u>附則第7条の3第1項</u>の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第28条</p>

現行	改正案
<p>の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第28条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第28条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第28条の3 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第28条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第28条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第28条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第28条の3の2 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p>	<p>の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第7条第1項<u>及び附則第7条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第28条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第28条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第28条の3 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項、附則第7条第1項<u>及び附則第7条の3第1項</u>の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第28条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第7条第1項<u>及び附則第7条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第28条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第28条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第28条の3の2 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p>

現行	改正案
6 略	6 略

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	<p>1. いじめ調査委員会の委員に対して次のとおり報酬を支給する。(別表関係)</p> <p>改正前 基本報酬 日額 14,000円 調査等報酬 日額 25,000円 報告書等作成報酬 30分につき5,000円(1日当たり80,000円を限度とする。)</p> <p>改正後 30分につき11,000円(1日当たり88,000円を限度とする。)</p>
3 制定改廃の理由	<p>・いじめ調査委員会の委員及びいじめ問題再調査委員会の委員の職務は、重大事態に対処する調査、審議等高度な専門的知見と相当な労力を要するものであることから、これらの委員の報酬について、その職務の実態に応じた適正な水準を確保するため、報酬額の改定を行うもの。</p>		<p>2. いじめ問題再調査委員会の委員に対して次のとおり報酬を支給する。(別表関係)</p> <p>改正前 基本報酬 日額 14,000円 調査等報酬 日額 25,000円 報告書等作成報酬 30分につき5,000円(1日当たり80,000円を限度とする。)</p> <p>改正後 30分につき11,000円(1日当たり88,000円を限度とする。)</p>
5 施行期日	公布の日	所管部課	教育部 いじめ防止生徒指導課、子ども未来部 子ども政策課

奈良市報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

現行		改正案	
別表（第2条・第3条関係）		別表（第2条・第3条関係）	
報酬額		報酬額	
支給区分	報酬額	支給区分	報酬額
略	略	略	略
いじめ調査委員会の委員	基本報酬 日額 14,000円 調査等報酬 日額 25,000円 報告書等作成報酬 30分につき 5,000円とし、1日当たり80,000 円を限度とする。	いじめ調査委員会の委員	30分につき11,000円とし、1日当 たり88,000円を限度とする。
いじめ問題再調査委員会の委員	基本報酬 日額 14,000円 調査等報酬 日額 25,000円 報告書等作成報酬 30分につき 5,000円とし、1日当たり80,000 円を限度とする。	いじめ問題再調査委員会の委員	30分につき11,000円とし、1日当 たり88,000円を限度とする。
備考		備考	
1～4 略		1～4 略	
5 いじめ調査委員会の委員の調査等報酬については、児童等、教職員、児童等の保護者その他同委員会が必要と認める者に対する聴取等による調査（以下この項において「聴取等調査」という。）又は当該聴取等調査に係る結果の検証を行う場合に限り支給するものとし、同委員会の委員の報告書等作成報酬については、聴取等調査に係る報告書等の作成を行う場合に限り支給するものとする。			
6 いじめ問題再調査委員会の委員の調査等報酬については、児童等、教職員、児童等の保護者その他同委員会が必要と認める者に対する聴			

現行	改正案
<u>取等による調査（以下この項において「聴取等調査」という。）又は当該聴取等調査に係る結果の検証を行う場合に限り支給するものとし、同委員会の委員の報告書等作成報酬については、聴取等調査に係る報告書等の作成を行う場合に限り支給するものとする。</u>	

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市税条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号） ・ 市（町・村）税条例（例）等の一部改正について（令和8年3月31日付総税市第26号総務省自治税務局長通知） 	4 制定改廃の概要	<p>1. 個人住民税に係る事項</p> <p>(1) 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の適用期限が見直されたことに伴い、所要の規定の整備を行う。（附則第6条関係）</p> <p>(2) 特定暗号資産に係る譲渡所得が分離課税の対象とされることに伴い、所要の規定の整備を行う。（附則第28条の2の3関係）</p> <p>2. 固定資産税に係る事項</p> <p>(1) 近年の物価指数の上昇を踏まえ、家屋の免税点が20万円から30万円に、償却資産の免税点が150万円から180万円に引き上げられることに伴い、所要の規定の整備を行う。（第69条関係）</p> <p>(2) 従来固定資産税課税標準の特例の対象となっている再生可能エネルギー発電設備のうち、ペロブスカイト太陽電池を使用した太陽光発電設備の適用期間を3年間延長するとともに、3年度分の固定資産税に限り、国が示す参酌基準を基に課税標準となるべき価格に2分の1を乗じて得た額を課税標準とする特例率を定めるため、所要の規定の整備を行う。（附則第10条の2関係）</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の法令の一部改正に伴い、所要の改正を行う。 		
5 施行期日	<p>公布の日、令和9年1月1日、令和9年4月1日、令和10年1月1日、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々の1月1日</p> <p style="text-align: center;">所管部課 総務部 市民税課、資産税課</p>		

奈良市税条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第24条の2 略</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項(法附則第5条の6第2項_____の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第28条 第13条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、市長が定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第29条の2第1項第3号及び第29条の3第1項_____において同じ。)) (前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第24条の2 略</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項(法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第28条 第13条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、市長が定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第29条の2第1項第3号並びに第29条の3第1項及び第2項第4号において同じ。)) (前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは</p>

現行	改正案
<p>第24条の2第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第5項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。次項及び第3項において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）については、この限りでない。</p>	<p>第24条の2第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第5項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。次項及び第3項において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）については、この限りでない。</p>
2～9 略	2～9 略
(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)	(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)
<p>第29条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p>	<p>第29条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p>
(1) 略	(1) 略
<p>(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、</p>	<p>(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。次条第1項</p>
<p>合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名</p>	<p>第2号において同じ。）（合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名</p>
(3)・(4) 略	(3)・(4) 略
2～4 略	2～4 略
5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2	5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2

現行	改正案
<p>の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。<u>次条第4項及び第56条第3項において同じ。</u>）により提供することができる。</p>	<p>の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。<u>次条第5項及び第56条第3項において同じ。</u>）により提供することができる。</p>
<p>6 略</p>	<p>6 略</p>
<p>（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）</p>	<p>（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）</p>
<p>第29条の3 <u>所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第48条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</u></p>	<p>第29条の3 <u>次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</u></p>
<p>(1) <u>当該公的年金等支払者の名称</u> (2) <u>特定配偶者の氏名</u></p>	<p>(1) <u>所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者</u> (2) <u>法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第13条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第48条に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有するものに限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者</u></p>

現行	改正案
<p>(3) <u>扶養親族又は特定親族の氏名</u></p> <p>(4) <u>その他施行規則で定める事項</u></p>	<p>(3) <u>法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第13条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者</u></p> <p>2 <u>前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p>(1) <u>公的年金等支払者の名称</u></p> <p>(2) <u>公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨</u></p> <p>(3) <u>特定配偶者の氏名</u></p> <p>(4) <u>扶養親族又は特定親族の氏名</u></p> <p>(5) <u>その他施行規則で定める事項</u></p>
<p>2 <u>前項</u>又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した<u>前項</u>又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、<u>前項</u>又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した<u>前項</u>又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。</p>	<p>3 <u>第1項</u>又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した<u>第1項</u>又は同条第1項の規定による申告書に_____記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、<u>第1項</u>又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した<u>第1項</u>又は同条第1項の規定による申告書を提出する_____ことができる。</p>
<p>3 略</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべ</p>	<p>4 略</p> <p>5 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべ</p>

現行	改正案
<p>き公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p>	<p>き公的年金等支払者が令第48条の9の8において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p>
<p>5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。 (固定資産税の免税点)</p>	<p>6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。 (固定資産税の免税点)</p>
<p>第69条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地_____にあつては30万円、家屋にあつては20万円、償却資産にあつては150万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。</p>	<p>第69条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地又は家屋_____にあつては30万円、償却資産にあつては180万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。</p>
<p>附 則 (特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p>	<p>附 則 (特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p>
<p>第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第21条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p>	<p>第6条 平成30年度以後_____の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第21条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p>
<p>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除) 第7条の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)には、</p>	<p>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除) 第7条の3 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。)には、</p>

現行	改正案
<p>法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第22条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>	<p>法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第22条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>（寄附金税額控除における特例控除額の特例）</p>	<p>（寄附金税額控除における特例控除額の特例）</p>
<p>第7条の4 第24条の2の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第22条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第23条の2第1項、附則第24条第1項、附則第25条第1項、附則第28条第1項、附則第28条の2第1項、附則第28条の2の2第1項又は附則第28条の3第1項の規定の適用を受けるときは、第24条の2第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p>	<p>第7条の4 第24条の2の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第22条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第23条の2第1項、附則第24条第1項、附則第25条第1項、附則第28条第1項、附則第28条の2第1項、附則第28条の2の2第1項、附則第28条の2の3第1項又は附則第28条の3第1項の規定の適用を受けるときは、第24条の2第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p>
<p>（個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等）</p>	<p>（個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等）</p>
<p>第9条 略</p>	<p>第9条 略</p>
<p>第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合（法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項</p>	<p>第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合（法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）</p>
<p>に規定するところにより控除すべき額を、第24条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p>	<p>に規定するところにより控除すべき額を、第24条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p>
<p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p>	<p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p>
<p>第10条の2 略</p>	<p>第10条の2 略</p>

現行	改正案
2 略	2 略
3 法附則第15条第14項に規定する固定資産税に係る市町村の条例で定める割合は5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第14項に規定する固定資産税に係る市町村の条例で定める割合は2分の1）とする。	3 法附則第15条第13項に規定する固定資産税に係る市町村の条例で定める割合は5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第13項に規定する固定資産税に係る市町村の条例で定める割合は2分の1）とする。
4 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	4 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
5 法附則第15条第28項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	5 法附則第15条第27項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
6 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	6 法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
7 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。	7 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。
8・9 略 （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）	8・9 略 （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）
第10条の3 略	第10条の3 略
2～6 略	2～6 略
7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。	7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。
(1)～(6) 略	(1)～(6) 略
8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者	8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者

現行	改正案
<p>は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) 略</p>	<p>は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 令附則第12条第24項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第25項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) 略</p>
<p>9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) 略</p>	<p>9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等</p> <p>(6) 略</p>
<p>10 略</p>	<p>10 略</p>
<p>11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

現行	改正案
<p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) 略</p>	<p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等</p> <p>(6) 略</p>
12・13 略	12・13 略
<p>14 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）</p>	<p>14 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）</p>
第26条 略	第26条 略
<p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p>	<p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p>
3 略	3 略

現行	改正案
<p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第28条の2の2 略</p>	<p>4 <u>第1項(第2項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</u></p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第28条の2の2 略</p> <p><u>(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</u> 第28条の2の3 <u>当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第19条第1項及び第2項並びに第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額(以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額(特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用される第21条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</u></p>

現行	改正案
<p>(法附則第15条第14項の条例で定める割合)</p> <p>第28条の8 法附則第15条第14項に規定する都市計画税に係る市町村の条例で定める割合は5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第14項に規定する都市計画税に係る市町村の条例で定める割合は2分の1)</p>	<p>(1) <u>第21条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第28条の2の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。</u></p> <p>(2) <u>第24条から第25条まで、第25条の2第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第28条の2の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第28条の2の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第28条の2の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</u></p> <p>(3) <u>第26条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第28条の2の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第28条の2の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。</u></p> <p>(4) <u>附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第28条の2の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第28条の2の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>(法附則第15条第13項の条例で定める割合)</p> <p>第28条の8 法附則第15条第13項に規定する都市計画税に係る市町村の条例で定める割合は5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第13項に規定する都市計画税に係る市町村の条例で定める割合は2分の1)</p>

現行	改正案
<p>とする。 (法附則第15条第36項の条例で定める割合) 第28条の9 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 (宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等) 第35条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第159条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条、第15条の3若しくは第63条」とする。</p>	<p>とする。 (法附則第15条第35項の条例で定める割合) 第28条の9 法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 (宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等) 第35条 法附則第15条第1項、第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第159条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条、第15条の3若しくは第63条」とする。</p>

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市都市公園条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	<p>1. 中登美ヶ丘近隣公園において公募設置管理制度及び指定管理者制度を導入する。</p> <p>(1) 公募対象公園施設（公募設置管理制度により設置される公園施設をいう。以下同じ。）の設置基準を規定する。（第2条の3関係）</p> <p>(2) 指定管理者が行う業務について規定する。（第2条の5関係）</p> <p>(3) 公募対象公園施設設置等予定者及び指定管理者の選定等に関する事項を調査審議する奈良市公募対象公園施設設置等予定者及び指定管理者選定委員会を置く。（第2条の6条関係）</p>
3 制定改廃の理由	<p>・奈良市公園マネジメント基本計画に基づき、公園の魅力の向上及び持続可能な管理運営体制の構築を図るため、民間活力を生かした公募設置管理制度及び指定管理者制度を導入するもの。</p>		
5 施行期日	公布の日	所管部課	都市整備部 公園緑地課

奈良市都市公園条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(公園施設の設置基準)</p> <p>第2条の3 略</p> <p>2～5 略</p> <p>第2章 都市公園の管理</p>	<p>(公園施設の設置基準)</p> <p>第2条の3 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 <u>都市公園に令第6条第6項の公募対象公園施設である建築物を設ける場合においては、当該公募対象公園施設である建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として第1項の規定により認められる建築面積を超えることができる。</u></p> <p>第2章 都市公園の管理</p> <p><u>(指定管理者)</u></p> <p>第2条の5 <u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、都市公園(別表第1に掲げる都市公園に限る。以下この条及び次条において同じ。)の管理に関する次に掲げる業務を同項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。</u></p> <p>(1) <u>都市公園及び公園施設の維持管理に関すること。</u></p> <p>(2) <u>その他市長が定めること。</u></p> <p>2 <u>指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の定めるところにより、都市公園を管理しなければならない。</u></p> <p><u>(公募対象公園施設設置等予定者及び指定管理者選定委員会)</u></p> <p>第2条の6 <u>都市公園における次に掲げる事項を調査審議させるため、奈良市公募対象公園施設設置等予定者及び指定管理者選定委員会(以下この条において「委員会」という。)を設置する。</u></p> <p>(1) <u>法第5条の2第2項第9号に規定する評価の基準に関すること。</u></p> <p>(2) <u>法第5条の4第3項の規定による選定に関すること。</u></p> <p>(3) <u>都市公園(公募対象公園施設を除く。)の指定管理者の選定に関する</u></p>

現行	改正案				
<p>(行為の制限)</p> <p>第3条 略</p> <p>(使用料)</p> <p>第9条 法第5条第1項、法第6条第1項、同条第3項又は第3条第1項の許可を受けた者は、別表____に掲げる額の使用料を納付しなければならない。</p> <p>別表____ (第9条関係)</p> <p>略</p>	<p>ること。</p> <p>(4) <u>その他公募対象公園施設設置等予定者及び指定管理者の選定を行うに当たって必要であると市長が認める事項</u></p> <p>2 <u>公募対象公園施設設置等予定者及び指定管理者の選定の手続等については、法で別に定める場合を除き、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）の規定（第5条を除く。）の例による。</u></p> <p>3 <u>前2項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>(行為の制限)</p> <p>第3条 略</p> <p>(使用料)</p> <p>第9条 法第5条第1項、法第6条第1項、同条第3項又は第3条第1項の許可を受けた者は、<u>別表第2</u>に掲げる額の使用料を納付しなければならない。</p> <p>別表第1 (第2条の5関係)</p> <table border="1" data-bbox="1167 975 2074 1074"> <thead> <tr> <th data-bbox="1167 975 1621 1023">名 称</th> <th data-bbox="1621 975 2074 1023">住 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1167 1023 1621 1074">中登美ヶ丘近隣公園</td> <td data-bbox="1621 1023 2074 1074">奈良市中登美ヶ丘三丁目6番</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 (第9条関係)</p> <p>略</p>	名 称	住 所	中登美ヶ丘近隣公園	奈良市中登美ヶ丘三丁目6番
名 称	住 所				
中登美ヶ丘近隣公園	奈良市中登美ヶ丘三丁目6番				

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例																					
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和8年政令第10号） 	4 制定改廃の概要	<p>1. 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者に係る損害補償の補償基礎額の最低額を9,700円から10,000円に、最高額を14,500円から15,000円に改定する。（第5条関係）</p> <p>2. 非常勤消防団員又は非常勤水防団員に係る損害補償の補償基礎額を改定する。（別表関係）</p> <p style="text-align: center;">補償基礎額表（第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階 級</th> <th colspan="3">勤 務 年 数</th> </tr> <tr> <th>10 年未満</th> <th>10 年以上 20 年未満</th> <th>20 年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長及び副団長</td> <td>円 13,340 (12,900)</td> <td>円 14,170 (13,700)</td> <td>円 15,000 (14,500)</td> </tr> <tr> <td>分団長及び副分団長</td> <td>11,670 (11,300)</td> <td>12,500 (12,100)</td> <td>13,340 (12,900)</td> </tr> <tr> <td>部長、班長及び団員</td> <td>10,000 (9,700)</td> <td>10,840 (10,500)</td> <td>11,670 (11,300)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※（ ）内は現行</p> <p>3. 扶養に係る補償基礎額の加算額を、第1号に該当する扶養親族については廃止し、第2号に該当する扶養親族については383円から433円に改定する。（第5条関係）</p>	階 級	勤 務 年 数			10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上	団長及び副団長	円 13,340 (12,900)	円 14,170 (13,700)	円 15,000 (14,500)	分団長及び副分団長	11,670 (11,300)	12,500 (12,100)	13,340 (12,900)	部長、班長及び団員	10,000 (9,700)	10,840 (10,500)	11,670 (11,300)
階 級	勤 務 年 数																					
	10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上																			
団長及び副団長	円 13,340 (12,900)	円 14,170 (13,700)	円 15,000 (14,500)																			
分団長及び副分団長	11,670 (11,300)	12,500 (12,100)	13,340 (12,900)																			
部長、班長及び団員	10,000 (9,700)	10,840 (10,500)	11,670 (11,300)																			
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> 上記の政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の補償基礎額の改定及び扶養に係る補償基礎額の加算額の改定を行うもの。 																					
5 施行期日	公布の日	所管部課	消防局 総務課																			

奈良市消防団員等公務災害補償条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、<u>9,700円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14,500円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は非常勤水防団員若しくは消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき<u>100円</u>を、第2号に該当する扶養親族については1人につき<u>383円</u>を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。</p> <p>(1) <u>配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</u></p> <p>(2)～(6) 略</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、<u>10,000円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>15,000円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は非常勤水防団員若しくは消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき<u>433円</u>を、<u>第2号から第5号までの</u>いずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p>

現行				改正案			
4 略 別表				4 略 別表			
補償基礎額表（第5条関係）				補償基礎額表（第5条関係）			
階級	勤務年数			階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上		10年未満	10年以上20年未満	20年以上
	円	円	円		円	円	円
団長及び副団長	<u>12,900</u>	<u>13,700</u>	<u>14,500</u>	団長及び副団長	<u>13,340</u>	<u>14,170</u>	<u>15,000</u>
分団長及び副分団長	<u>11,300</u>	<u>12,100</u>	<u>12,900</u>	分団長及び副分団長	<u>11,670</u>	<u>12,500</u>	<u>13,340</u>
部長、班長及び団員	<u>9,700</u>	<u>10,500</u>	<u>11,300</u>	部長、班長及び団員	<u>10,000</u>	<u>10,840</u>	<u>11,670</u>
備考 略				備考 略			

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市立学校設置条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	1. 鼓阪小学校及び佐保小学校を統合し、新たな小学校として若草小学校を設置する。(第2条関係)
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・学校規模適正化を推進するため、若草中学校区において鼓阪小学校及び佐保小学校を統合し、新たな小学校を開校するもの。 		
5 施行期日	令和9年4月1日	所管部課	教育部 教育政策課

奈良市立学校設置条例 新旧対照表

現行			改正案		
(名称及び位置) 第2条 小学校、中学校、高等学校及び幼稚園の名称及び位置は、次のとおりとする。			(名称及び位置) 第2条 小学校、中学校、高等学校及び幼稚園の名称及び位置は、次のとおりとする。		
種別	名称	位置	種別	名称	位置
小学校	略	略	小学校	略	略
	奈良市立飛鳥小学校	略		奈良市立飛鳥小学校	略
	奈良市立鼓阪小学校	奈良市雑司町97番地		略	略
	略	略		奈良市立若草小学校	奈良市法蓮町280番地の1
	奈良市立佐保小学校	奈良市法蓮町280番地の1		略	略
	略	略		略	略
略	略	略	略	略	